

宮城県森林審議会議事録

日 時：平成27年12月18日(金)

午後1時30分から午後4時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第1会議室

議 事

審議事項

- (1) 宮城南部地域森林計画の策定について
- (2) 宮城北部地域森林計画の変更について

宮城県森林審議会 議事録

(1) 開 会

【司会（大場副参事兼課長補佐(総括担当)）】

審議会は11名の委員で構成されており、本日8名の委員の出席により、宮城県森林審議会規程第4条第2項により、会議の成立を報告した。また、県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条に基づき、審議会を公開とすることの確認を行った。

(2) あいさつ

【勝又農林水産部技監兼次長】

御紹介いただきました農林水産部勝又でございます。本日はよろしくお願ひしたいと思ひます。

冒頭司会から話ございましたけれども、この年末お忙しい中、森林審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、森林保護部会の皆様には、午前中に引き続きの御出席、重ねてお礼を申し上げます。

色々皆様も見たり聞いたりしているかと思いますが、県内の各地域では震災復興事業が今でも続いている状況にあります。生活プランの再建まではまだ時間が必要な状況でございますが、復興需要の減少という動きも見据えてまいりながら次の段階、産業の成長を支えていくステージを考えて施策を進めていく時期にきていると感じております。

また、全国的にはやはりTPP対策、あるいは地方創生という新たなキーワードの中の事業の動きというものも出てきております。それに対しましても、ぬかりなく対応してまいりたいと思ひますので、皆様方のアイデア等頂戴いただければ幸いと思ひます。

地方創生に絡めて申し上げますと、今年10月に、地方創生に関連する各種施策を加速していくための推進力といたしまして、「宮城県地方創生総合戦略」というものを策定してございます。その中で林業分野におきましては、安定した雇用を創出するため、木材の生産・流通・加工体制の整備、更には効率的な木材生産の推進、木質バイオマス燃料の安定供給、この頃のキーワードとして盛んに色々なところで聞かれます、CLTという新しい木材利用技術の導入による新たな木材需要の創出等によりまして、林業成長化を目指していくと、これは、オールジャパンでも旗印になってございます。宮城県においても合板工場、製紙工場、製材工場等が立地してございますので、これに乗り遅れることなく成長産業化を図ってまいりたいと考えているところでございます。また、成長産業化のためには、人材というものも必要不可欠な状況でございます。高齢化が進んでいる現状も踏まえまして、UIJターンあるいは新卒者の定着支援等と、森林整備・木材加工等を支えていく担い手の育成を図っていくということも考えてございますので、引き続き御協力をお願いいたします。

また、話は変わりますが、宮城県では平成23年度から5年間、「みやぎ環境税」を用いまして、森林林業分野でもかなりの施策を展開してきてございます。それが平成27年度、今年が終期ということで5箇年を満了することになってございます。先の県議

会におきまして、それ以前のパブリックコメントや皆様方への説明会等を経た上で、5年間の延長を議会の方に提案し、それが承認されましたので、平成28年度は新たな環境税のスタートという年になってまいります。皆様方からは、「みやぎ環境税ではなくてみやぎ森林環境税に」というお言葉を多々頂戴するわけではございますが、みやぎ環境税と言っても、森林林業分野に充てられている予算は、他の県の森林環境税よりはるかに大きい額となっております。今後5年間、この税を有効に活用して、先ほど申し上げました林業成長化と合わせて、宮城県の森林・林業のあり方とそれに対応する施策をどう考えていくのかというのをこの場でも御提案、御提言いただければ幸いです。

本日の審議事項は2件ございます。宮城南部地域森林計画の策定、宮城北部地域森林計画の変更という2件が審議事項になってございますのでよろしく御審議賜りたいと思います。それが終わりましたら、森林保全部会及び森林保護部会の2つの部会でこれまで種々協議を重ねてきていただいた審議事項を各部長様から御報告をいただくことになってございます。

あとは、県庁の方から、昨今の木材産業等々の状況、森林病虫害等々の状況について情報提供を差し上げてまいりたいと思っております。委員の皆様方には、御助言、御提案をいただきますよう重ねてお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

(3) 出席者紹介等

【司会（大場副参事兼課長補佐（総括担当））】

会議に先立ちまして、本日御出席をいただいております委員の皆様を、お手元の出席者名簿の順に従いまして御紹介をさせていただきます。

宮城県森林インストラクターの阿部育子委員です。

東北森林管理局仙台森林管理署署長の小澤眞虎人委員です。

元宮城県林業振興協会常任理事の川村正司委員です。川村委員には森林保全部会の部長をお引き受けいただいております。

宮城県森林組合連合会代表理事会長の齋藤司委員です。

宮城県林業経営者協会会長の佐藤久一郎委員です。佐藤委員には森林保護部会の部長をお引き受けいただいております。

東北大学大学院農学研究科教授の清和研二委員です。清和委員には本審議会の会長をお引き受け頂いております。

株式会社伝統建築研究所代表取締役の高橋直子委員です。

東北工業大学工学部環境エネルギー学科教授の丸尾容子委員です。

なお、宮城県町村会副会長が改選されましたことから、本審議会の委員について、前任の伊藤拓哉前色麻町長から佐藤仁南三陸町長に委嘱替えしておりますのでお知らせをいたします。

佐藤委員は本日所用のため欠席されております。

また、NPO法人水・環境ネット東北専務理事の高橋万里子委員及び、女性林業グループ「めぐ実の森くりはら」会長の門傳洋子委員におかれましても、本日所用のため欠

席されております。

- 県職員の紹介 (略)
- 日程説明 (略)
- 資料確認 (略)

(4) 審議事項

【清和会長】

それでは、議事を進行させていただきます。スムーズな議事進行について、よろしく御協力お願いいたします。

まず、本日の議事録署名委員を川村正司委員、丸尾容子委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、審議事項に入らせていただきます。平成27年10月26日付けで知事から諮問のありました「宮城南部地域森林計画の策定について」及び「宮城北部地域森林計画の変更について」であります。この2件は、関連がありますので、一括して説明願います。

①宮城南部地域森林計画の策定について

②宮城北部地域森林計画の変更について

○事務局説明(小杉林業振興課長) (略)

○質疑応答

【清和会長】

ありがとうございました。ただいま説明をいただきましたが、委員の皆様から御意見、御質問がありましたら、お受けいたします。

【佐藤久一郎委員】

何点かあるんですけども、まず、南部地区の森林計画の7ページと8ページのところに、林業生産額が出ております。数字が違うのですが、これはなぜ違うのでしょうか。7ページは地域産業、「なお、」というところでの林業生産額は7億5,600万円、8ページの「産業別の総生産額」の欄では、本計画区の林業生産額は19億9,700万円とあります。この差はどうして出たのか、あるいは違うことを言っているのか教えていただきたいと思えます。

何点かまとめてお話ししていいですか。

19ページの造林のところなんですけど、コンテナ苗についての表記が全く無いように見えます。ポット苗あるいはコンテナ苗、この辺のことは触れなくていいのでしょうか。

それから、21ページに列状間伐のことを入れてありますけれども、県内の列状間伐でうまくいっている所はあるのでしょうか。日本でも南のほうの挿し木苗のところは良いですけども、実生苗でやっていた所の列状間伐が果たしていいのか、この計画書の中にこうやって入れ込むことがいいのかどうか。2残1伐だと量が結構大きいので、私は、やるとすれば、3残1伐が原則だと思っているんですけども、記載は2残1伐です。この列状間伐を果たして計画書の中に入れていいのかどうか、これを1つお願いします。

それから、計画書の文面では見つけかねたんですが、説明の中で複層林施業の話がありました。パッチワーク状に多段階の広葉樹や針葉樹が異なる林相になるというのであればわかるんですけど、話にあった複層林では、上が80年生、下が15年生とかという複層林でしたが、この複層林施業というのは県としていまだにやってらっしゃるのでしょうか。スギの下に広葉樹、灌木類を育てるということを指しているのかもしれませんが、本来的な複層林っていうのは、80年生の下に40年生あるいは15年生という2層にするものなんですが、この施業自体は、全国的には失敗例しか聞いていません。成功しているのがあまりないものを県内の林業の中に取り込むという方向が果たしているのかどうか、考えを頂きたいと思います。

最後に、標準伐期35年、私どもの山は50年になってもまだ伐れないという状態であります。これは材価が安いから伐れないのではなくて、伐期自体を残さないと経営としてやれないというところがあるからなのですが、標準伐期が35年、倍の70年というのが1つの法的な縛りになるので、できれば実際に今やってる林家の方々の伐期に合わせて、35年生という伐期を伸ばしていただけないでしょうか。

たくさん出してしまいましたが、以上についてお願いします。

【小杉林業振興課長】

7ページの林業生産額の御指摘は、確認させていただきます。7億5,600万円だと小さすぎる感じもしますので確認させていただいて、本日の時間内にわかればお知らせします。

2つ目のコンテナ苗の話は、19ページの備考欄に「コンテナ苗による場合は」というように疎植関係に絡めての記載はしてあるんですね。本文への記載につきましては、まだ実証中ということもありますので、もう少し実証、検討等が進んだ段階で書き込んでいきたいと考えております。

【佐藤委員】

わかりました。

【小杉林業振興課長】

列状間伐もですね、これも図の下に「例」とありますとおり、これでいきたいと思います。ガッチリと決めてるのではないんですね。1伐3残がいいということも当然あると思います。あとは、成功例があるんだろうかということに関しては、まさしく今年度から過去にやった林分の育成状況などの点検作業には入りました。実生苗の場合はばらつきが多いので、当初考えた初回間伐では列状はなかなか難しいです。逆に2回目、3回目になると、ある程度機械的な伐採でも良いだろうと。例えば、登米市津山の「夢の森つやま協同組合」の方々なんかは、斜め方式で列状伐採したりしていますし、米川生産森林組合なんかは、マツ林での列状伐採を早くから実施しています。国有林の間伐については、現在は基本的に列状でやる方針で実績を重ねられておりますので、その辺も含めて色々検討作業に入っているところですよ。

標準伐期の件は、御指摘の趣旨は充分認識しているんですが、保安林の方の施業要件とかですね、伐らないで残しておく方は中径材生産目標で50年ということも可能ですし、ここは森林所有者の方々の選択、判断でよろしいかと思います。逆に短伐期で回そうという人にとっては、例えば保安林の伐採林齢に達しないなどの支障も出てきますので、慎重な検討が必要かと考えております。

複層林については、初期の導入段階では、例えば40年生のスギ林に仕立てようとして植えましたが、結果的にその上層木の閉鎖が早まってしまって下木の育成に支障が出てしまったと。本来であれば、80年で抜き伐りをして空いた空間に植えるような択伐方式もありますし、小面積皆伐をして空いたところに植えてくという群状複層林の仕立て方など、色んなやり方があります。うまくやった例としては、長伐期施業と複層林を組み合わせ、津山の町有林で幾分やったような記憶があります。

【佐藤委員】

実際、私も何箇所かやってみて、みんな駄目でした。結果的には上木だけ伐って下木を育てるか、あるいは上木だけ残して下木を伐採して、一斉に直しました。複層林は、小澤普照さんという林野庁長官が言い出してからずっと残っているんですけども、そういうのを見ると、果たして、指針としての地域森林計画書にこうやって残しておくのがいいのかどうか、今、林野庁の方にも色々話をさせていただいています。

【小杉林業振興課長】

佐藤委員がおっしゃっているような複層林というのは、いわゆる択伐施業だと思うんですね。必要な材を抜き伐りした後、かなり空いたなという場合に植えていくと。それは80年生以上の林でそういったケースはあると思うんですよ。山形の金山であったり。今回の施業方法で示している複層林施業、択伐による施業っていうのは、特に必要がある特殊ケースに位置付けてまして、その他の複層林というのは群状に伐採して植える複層林とかですね、そういう比較的作業しやすいような複層林も手法として位置付けられてますので、昔の択伐方式一辺倒から変わってきてる、進化しているのではないかと考えています。

【佐藤委員】

承りました。はい。

【川村委員】

過日の新聞報道で、昨年2014年の国産木材の自給率が26年ぶりに30%に回復したと、久しぶりに明るい話題がありました。この計画におきましては、32ページで木材の生産計画として伐採立木材積等が記載されております。この計画の事項を確保する観点からいくと、県産木材の利用拡大を図ることが最も大事なんじゃないかと考えています。最近の県産材の供給量、自給率がどのように推移しているか、また、自給率を上げるための県産木材の利用拡大についてどのように考えておられるか、ちょっと計画書に記載が見つからなかったので、お伺いいたします。

【小杉林業振興課長】

需給の状況でいきますと、震災後、合板工場の生産休止等で大きく需要が落ち込みました。丸太の需要量でいくと平成23年は62万 m^3 、その後、業界関係者の方々が努められた結果再開し、平成26年値では120万 m^3 まで需要が拡大しております。約倍近くまでなったということで需要量はかなり回復し、増加もしたと。県産材の供給割合で見ますと、120万 m^3 万に対して51万 m^3 なんですね。丸太ベースでの需給関係で、約半分が県産材。承知のとおり、岩手、青森、山形等からの他県産材の供給と一部輸入材で賄われているという状況です。

県内の動きで見ますと、住宅復興、災害公営住宅には極力宮城県産材を使っていたように仕様を工夫し、優良みやぎ材、いわゆる乾燥材製品の供給体制に助成をした

りすることで、安心して使える製材品の供給量拡大に努めてます。今後の発展型と言いますか、これからのことを考えて、現在、CLT等の利活用の推進協議会の立ち上げを進めてまして、住宅分野のみならず、中規模、大規模の建築物に木材を使っただけのように、CLTや、現在既にある合板、LVL等の製品利用等も含めた体制づくりを進めているところです。

【川村委員】

はい、ありがとうございます。

【清和会長】

南部計画の策定のパワーポイントの3ページなんですけど、南部は人口が多く、人工密集地帯に森林があるので、水源かん養機能とか、山地災害防止とか生活環境保全とかそういった環境保全機能を重視した森林管理が必要だという題目があります。そのための具体的な事例としては、その次の水源かん養機能とか文化機能とかこういったものを発揮するための森林として、公益的機能別施業森林が記載されていますが、非常に曖昧だと思います。具体的にどういったことをやればこれが実現できるのか、伐期延長なのか、あるいは複層林施業、択伐林施業なのか、事例や実証はどのような感じでしょうか。また、この計画書を森林所有者が見て、これをこの通り実行するのか、実際の実現性についてどうお考えなのかお聞かせください。

【小杉林業振興課長】

基本的な森林の整備、保全の基本方針というのが15、16ページに記載されています。水源かん養機能を例にとれば、どういう森林が望ましいのかということについて「林木の樹冠、根系の発達が良好で、土壌の団粒構造で等々」のようなことが記載されています。これらの望ましい森林にするためには、16ページに書いているような森林の整備保全が基本的に必要になります。それを具体的に達成するためには、伐期を延ばすとか伐採の間隔をできるだけ長くするというのを考えています。ここでいう伐期の延長というのは、通常よりも10年ほど長くするという考え方です。

【清和会長】

これは全国森林計画に書いてありますよね。

【小杉林業振興課長】

そうです。たぶんそれがポイントだと思うんですけども、いわゆる日本全国の長期的な観点に立って、それなりの研究、試験なんかも集積しながら最低限こういった森林の取扱いをしていけば、望ましい姿にこれだけ近づけていきますよという考え方で設定していますので、ある程度理想型と言いますか、進めるべき施業としてはこういう形を指針として示したいと考えています。

【清和会長】

これは全国森林計画の中に書かれているもので、具体的に宮城県の南部のそれぞれの地域で都市に近ければこういった施業が望ましいとかですね、GISなんかである程度線引きをして、この辺の地域はこういった推計に近づけるなどといった具体的な目標、指針がなければ、所有者がこれを見てもそれに従うというようなことにはならないんじゃないかという気がしますけれども。

【小杉林業振興課長】

それを、現場に戻していく手法として、まず市町村が立てる市町村森林整備計画で、

水源かん養の維持増進を図る森林などの公益的機能区分を図上でゾーニングします。今度はそれに従って森林所有者が森林経営計画を立てる場合は、それぞれの公益的機能別施業森林の取扱いに従った施業が計画されるように誘導されていくわけです。

【清和会長】

どれくらい誘導されるんですか。森林所有者の意向と、こういった計画のその望ましい姿ということでどれくらい実効性があるんですか。

【小杉林業振興課長】

いわゆる経営計画を立てて、公益的機能別森林の区域内、例えば水源かん養の区分であれば伐採できる林齢がプラス10年以上になるということで、認定の基準として誘導される仕組みになっています。

【清和会長】

かなり、実効性はあるのか。

【小杉林業振興課長】

例えば、七ヶ宿の水源地帯に古河林業という会社で持っている山があるんですが、長期育成を基本的にやってまして、100年近いような樹林がですね、下層植生もかなり豊かな状態で発達しています。そういったところがこういったゾーニングでは水源かん養機能のゾーンに入ってくると。経営計画を立てて、それに従ってやる場合は森林整備についての支援策なども用意されてくるということです。

【清和会長】

はい、わかりました。

【高橋直子委員】

先ほどの木材需要の話の中で、復興住宅で優良みやぎ材を使うという話がありましたが、私も現場をやったときには、そのように何十パーセント以上使いなさいということで、材積を出してやったことがあります。やはりそれぐらいガッチリ県の主導でやるものについては、「県産材を使うように強く言われるから使わなきゃいけない」というように非常に消極的なんですね。復興に関しては、どうしても工期が非常に短い物件が多いものですから、それぐらい県の方から強く指導されないと、どうしても安価な方に、手に入りやすい物の方に流れてしまうところがありますので、現場の方の負担は大きいですし、ある程度現場の時間の猶予も必要になると思いますが、県産材をどんどん取り入れていただかないとなかなか需要も見込まれないんじゃないかと思います。こちらの表の方にも実行率が記載していますが、やっぱり非常に少ないんですよね。実行率が少ないのにもかかわらず、次の5箇年ではもっと大きな数字を目標としているわけですから、やはり民間の方ではなかなか対応しきれない部分が建築の業界にはありますので、県の方でどんどん主導していただいたら非常にいいんじゃないかと思っています。

あと、CLTの件なんですけれども、計画は今あちこちで、都道府県ごとにあるようなんですが、実際に動いているのが2件ですよ。その辺、宮城県はどれくらいのペースで実際に受け入れていくのか、わかる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。CLTが入ると工期も短くなるし、メリットが出てくると思うんですけれども、県の建築の条例とかがある程度緩和されないと進まない部分があるので、林業関係だけではなく、建築の方ともガッチリタッグを組んで、CLTを推進していただけるようになれば、かなりメリットが出てきますし、需要も上がるんじゃないかと思います。

【小杉林業振興課長】

どうもありがとうございます。協会の方々の協議会作りは来年2月を目標に進めています。また、建築サイドと林野庁サイドが一緒になるというのも珍しいことなんですが、国交省と林野庁が共同でCLTを普及するための作業工程表なるものも作っています。今現在、大臣特認でしか通らない建築をですね、一般化できる構造計算は一般化ということが来年の年末頃には期待できるのかと思います。耐火基準の検討についても今進めているところです。今は、あくまでも特認を受けて建てていく段階、勉強する段階です。来年度後半あたりから、実際の建築とかCLTの製造などを具体的に検討する段階ということで、私たちは今、準備を進めているところです。

【小澤委員】

19ページ等の造林に関する表記で、スギ、ヒノキ、アカマツとありますが、民有林では少ないかもしれませんが、国有林のような標高が高い所ではカラマツもございませう。県のほうとも色々協議したりしておりますけれども、種子の供給や造林適地の問題もあるので、計画の中でカラマツを位置付けるのはなかなか難しいとは思いますが、一方で隣の岩手県などではカラマツの需要が非常に高まっている状況もございまして、その辺の考え方はどうなのでしょう、というのが1点です。要は、今後、そういう体制が整った場合には、例えばこういう計画上にも位置付けていくこともお考えなのかどうか、ということです。

もう1点、これはちょっと些細なことですが、21ページに間伐保育に関する基本的事項でやはりスギが間伐で例示されています。スギの植栽本数が3,000本、4,500本とあって、3,000本のほうが標準的な方法というふうにされていますけれども、最近では造林の低コスト化ということもあって、植栽本数を減らすという考え方が林野庁を始めとして出てきています。植栽本数4,500本、良質柱材生産というようなことをですね、これも引き続き県として抱えていくのかどうか、その辺の考え方について御教授いただければと思います。

【小杉林業振興課長】

カラマツについては、現在、造林適地の検討作業と、種子供給の準備について進めています。現在やっている作業の整理がついて、造林適地を見だし、種苗供給の見通しも立てば、計画の変更ということも考えております。

次に間伐なんです、これは、宮城県内で良質材生産を目指す場合は、4,500本程度ということで、元々県で持っていた手法でした。標準3,000本、良質材を目指す場合は4,500本という施業体系については、これも選択肢として掲載している考えなんです。今後、この辺もじっくりと議論する必要はあるのかなと考えてます。現場の状況、実態も見ながら、検討を加えていきたいと考えております。

【齋藤委員】

この計画そのものは、こういうふうに行くだろうと思うんですが、一番心配しているのは、これだけの計画に対する財源の裏付けの保証をどのように理解すればいいのかという点です。事業の中身が毎年毎年大きく変わるようでは、実際に現場で携わる人達は非常に大変なんです。年間これぐらいっていう年次計画が、国で決まった計画量の中で、県の中で決まるというのはわかるんですが、もう少ししっかりと担保やこういう形でいくという方針も示していただきたいという思いがあります。

特に苗木の問題なんですね。「5年で何万本」と言われても、苗木は簡単にできるわけじゃなくて、その年その年でキチツとした年次計画を立てないと、これはこの間、苗木組合さんでもお話されたんですが、もう最初から予約をもらったかたちの中で進めていかないと、苗木生産組合はもう育ちません。苗を作る人がいなくなるよという話がされております。1年伸びたら今まで作った苗を全部廃棄して焼いてしまうような、そういう大きな変動がある事業となりますと、これは大変なんです。その辺をどのように計画の中で活かしていくのか、教えていただきたいと思います。

【小杉林業振興課長】

財源と連動のある計画にはなっていないというのが今現在の整理です。齋藤委員のお話にあったとおり、国が森林林業基本計画を立て、ここで目標設定をする。それを全国森林計画に落として、それを各県が管理する森林計画区ごとに数値を割り振るんですね。それがまさしく森林整備や林道の公共事業と連動していればよろしいんですが、よく言われるのは、まずはあくまで理想型としてこれを作っていく。あとは、森林を維持管理していく上で過伐、伐りすぎるとよろしくないというのは1つありますので、伐採の目安を得たり、効果的に森林資源を管理していく上での基準となるような数値が示されているという位置付けになっていると思います。例えばこれが、造林計画の確かさが向上し、苗木づくりの見通しをたてる際の計画にもなるようなものにしていきたいんですが、今の森林計画制度の体系の中ではなかなか難しく、制度的なジレンマになっています。そこを次の段階で超えてくのがいわゆる分野別計画で、県としての森林整備事業をどうしていくかとか、苗木の供給計画をどうしていくのかっていうのが、これを基本としつついわゆる実行計画を調整しながらやっていくというのが実態といたしますか、実態を踏まえた私どもの考えになってきます。

【齋藤委員】

それではなかなか難しいというわけなんです。そこできちんとした答えはなかなか出てこないんですが、森林の役割というのは、保健、レクリエーション、文化、生物多様性など様々ありますので、経済林としての考えで産業サイドだけで議論をするのではなくて、COP21の中でも議論されているように、森林に関しては、保健、福祉、医療もみんな絡んできますので、もっと横の連携をとった事業計画というのが必要だと思えます。産業サイドでやるとどうしても経済林として、採算が合うのか合わないのか、コスト削減、コスト削減などという議論ばかりになるので、予算は産業部だけでとるというのではなくて、よそもとったのも使わせていただく。宮城だと環境税などの中でもやっていますが、もう少しその辺を、山に携わる者に理解できるようにしてほしい。経済林としてはあまり評価されないで、そういうのだけが今ものすごく出てますから。考えがあったらお聞かせください。

【小杉林業振興課長】

みやぎ環境税を例にお答えしようかなと思ったら、すでに紹介されてしまいましたが、県の環境税なんかはまさしく環境生活部と農林水産部が一体となって進めているものです。森林分野で約半分近くを使わせていただいているということで、言うなれば、全ての県民、法人の皆様に負担していただいておりますので、県民を挙げて森林整備に応援いただいていると言っているかと思えます。そういった意味では、環境税のある宮城県においての森林整備の認知・位置付けは高いものとなっているだろうと。

国においてもですね、国民の応援で温暖化対策にも資するような森林整備について、新しい税制度を検討していく必要があるというような議論もされているようですので、そういった観点での世論、動きは高まっているのかなと見ております。

【川村委員】

もう1点お伺いしますが、30ページにですね、森林の保護に関する事項がございます。松くい虫被害についてなんですが、大震災のあと、薬剤散布のヘリの手配がつかないということで、散布区域が縮小し、それに伴って特に松島を中心に被害が増えたと聞いておりましたが、震災後4年以上経た現在、被害状況がどのようになっているのか。そして、森林保護部会で検討されてると思うんですけども、薬剤散布の区域について、回復なり、拡大なりの考え方を聞かせていただきたい。

【高橋森林整備課長】

森林整備課の高橋と申します。

御質問ありました件ですが、震災の後、特に松島湾エリアではだいぶ松くい虫被害が拡大してしまいました。原因としては、ヘリコプター自体が被災してしまって、平成23年、24年の2年間、ヘリコプターによる空中散布ができなかったり、松島湾自体が津波で被害を受けていたということ。高温で少雨の状況が続いた上に、ウミネコ等の鳥獣による糞害もあり、こういった四重苦のような状況が重なりまして、松島湾エリアの被害が特に拡大してきたというのは事実でございます。平成25年からは空散を再開いたしました。それから、その間に被害が増えてしまいましたので対策事業費も拡充し、昨年はやっと減少に転じたところだったんですが、残念ながら今年は、松くい虫被害拡大の要因となる天候が高温、また少雨ということもありまして、現在、今年度の被害は集計中なんですが、やっと下がったと思った被害量がまたちょっと増えてしまいそうだとということで大変心配しているところです。

そういった関係で、今日、11月議会は終了したんですが、今回、補正予算でも新たに追加要望をいたしました。その中では地上散布を今までやっていたところを、残ってるマツは樹幹注入で長く生きていただくということで少し方向も転換しますし、マツが枯れて無くなってしまった島も松島湾には実際ございますが、環境税を使って植栽試験を去年からやっておりまして、できれば来年以降、植栽なども積極的にいながら、松島のマツの再生に取り組んでいきたいと考えているところです。

【丸尾委員】

木材の利用拡大ではないんですけども、木質バイオマスを使った発電等につきまして、東北地方の宮城県以外の県では木質バイオマスを原料とした発電などを行っているんですけども、宮城県ですと、バイオマス発電というどうしても食品残渣とか下水になっていて、木材を使ったバイオマス発電というのがあまり真剣に考えられていないという感じを受けるんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

【小杉林業振興課長】

宮城県では、例えば日本製紙さんとか石巻の方に立地している工場では、早くから、自分たちの工場の残材などを使って、木質バイオマスで電気を作ったり、熱を作ったり、利用したりというようなことで、工場内の自社利用的には規模も大きく取り組まれてきてました。今お話になったような発電事業とか、熱利用を目的に地域の木材を利用した取組というのは、震災後ようやく芽生えてきた段階です。気仙沼に、気仙沼地域エネル

ギ一開発株式会社という事業体がありまして、そちらでは地元の間伐材などを使って電気や熱を作り供給していくという取組が既に始まっています。あとは大崎地域等々でようやく始まってきたところですよ。今後は、大きな発電事業の計画などもございます。固定価格買い取り制度などの後押しもございまして、業界の取組も活発化している状況です。

【清和会長】

ほかにございますか。

【小杉林業振興課長】

一点いいですか。北部の森林計画書で、修正していただきたい点がございましたので、担当のほうから発言させていただきたいんですがよろしいですか。

【森技術主幹】

北部地域森林計画書の計画案の3ページなんですけれども、このページは林道の開設について一覧表として記載しておりますが、変更がある場合は二段書きとして、上段の部分は見え消し線のかたちで表記することにしております。一番下にある栗原市の10番、権現堂線も変更しておりますけれども、上段に見え消しが線入っておりませんので、ここは見え消し線を入れたかたちで修正していただきたいと思います。以上です。

【清和会長】

ほかに意見等、よろしいですか。

【小杉林業振興課長】

佐藤委員から冒頭に御指摘のあった算出額について、齋藤から。

【齋藤技術補佐（総括担当）】

それでは発言させていただきます、林業振興課の齋藤でございます。

冒頭、佐藤委員のほうから御質問のありました、7ページと8ページの林業生産額の金額が違うのはなぜかという点でございましたが、7ページの記載が正しくて、8ページのほうが記載の修正誤りでございました。正しくは8ページの文章が、中段から申し上げますと、「本計画区の林業生産額は7億5,600万円で県全体の林業生産額（27億4,000万円）の28%を占めているが、これは本計画区の第一次産業の生産額の2.8%に過ぎない。」という修正になりますのでよろしくお願ひします。

なお、これに関連いたしまして、51ページのほうに、産業別総生産額の記載がございまして、こちらのほうの集計についてもちょっと誤りがありましたが、全体の集計に時間かかりますので、こちらは今の記載の修正と合わせまして再度修正させていただきたいと思ひます。御了承いただきたいと思ひます。

【清和会長】

ほかに御意見等ございせんか。それでは、この審議事項について、お諮りしてよろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。審議事項の「宮城南部地域森林計画の策定について」及び「宮城北部地域森林計画の変更について」、この2件について、原案のとおり適当と認める旨の答申をすることにしたいと思ひますが、御異議ございせんでしょうか。

< 異議なしの声 >

はい。それでは、異議なしということでございますので、審議事項（１）の「宮城南
部地域森林計画の策定について」と審議事項（２）の「宮城北部地域森林計画の変更に
ついて」の２件については、原案のとおり適当と認める旨の答申をすることに決定いた
しました。

色々な意見、指摘事項が出ましたので、勘案しながら実行に移していただきたいと思
います。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、審議事項については終了いたします。

－審議事項終了後、下記の事項について報告・情報提供した－

○森林保全部会・森林保護部会に係る報告事項

- ① 平成27年度森林保全部会の審議状況について （説明者：川村委員）
- ② 平成27年度森林保護部会の審議状況について （説明者：佐藤委員）

○情報提供

- ① 宮城県における林業・木材産業の震災復興状況と今後の施策展開について
（説明者：小杉林業振興課長）
- ② 宮城県の森林病虫害発生状況及び対策について （説明者：高橋森林整備課長）

【清和会長】

それでは以上もちまして、本日の森林審議会議事を終了いたしたいと思
います。
御協力ありがとうございました。

【司会（大場副参事兼課長補佐（総括担当））】

清和会長，大変ありがとうございました。委員の皆様，その他，何かありますでし
ょうか。


それでは、ないようでございますので以上を持ちまして、宮城県森林審議会を終了さ
せていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

< 閉 会 >

議事録署名委員

平成 28年 4月 11日

委員 川村正司 

委員 丸尾容子 